

白井市手数料条例（抜粋）

屋外広告物許可申請手数料	県特例条例に基づき市が行う千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）第6条第1項の規定による許可地域等における許可（鉄道車両に係るものを除く。）、第6条の2第3項の規定による広告物活用地区における許可（鉄道車両に係るものを除く。）、第8条第2項の規定による広告物等の許可（鉄道車両に係るものを除く。）、第9条第3項の規定による許可の更新又は第10条第1項の規定による広告物等の変更又は改造の許可の申請に対する審査	はり紙、ポスター	50枚につき380円	
		はり札	10枚につき380円	
		立看板	1枚につき380円	
		アーチ	1基につき4,000円	
		旗、のぼり、横断幕その他の広告幕	1枚につき380円	
		アドバルーン	1個につき2,000円	
		自動車を利用する広告物	1個につき1,150円	
		広告板等	表示面積1平方メートル未満のもの	1個につき760円
			表示面積1平方メートル以上2平方メートル未満のもの	1個につき1,150円
			表示面積2平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個につき2,000円
表示面積5平方メートル以上のもの	1個につき5平方メートルまでごとに2,000円			
電柱類を利用する広告物	表示面積1平方メートル未満のもの	1個につき380円		
	表示面積1平方メートル以上のもの	1個につき1平方メートルまでごとに380円		